

別添

令和 4 年 月 日

公益社団法人福岡県シルバー人材センター連合会  
会長 内田 敏夫様

所在地  
名称  
代表者名

印

令和4年度高齢者活躍人材確保育成事業に係る技能講習及び就業体験のチラシ  
作成業務の条件を満たす旨の意思表示について

当事業所は、貴連合会が公募する令和4年度高齢者活躍人材確保育成事業に係る技能講習及び就業体験のチラシ作成について応募したいのでその旨を表示します。なお、当事業所は、下記記載の事項について相違ないことを申し添えます。

記

- 1 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しません。
- 2 予算決算及び会計令第71条に規定に該当しません。
- 3 厚生労働省及び地方支分部局から業務等に関し指名停止を受けておりません。
- 4 経営状態が著しく不健全ではありません。
- 5 商法その他の法令の規定に違反した営業を行っておりません。

担当者

氏 名

電 話

F A X

(参考) 予算決定及び会計令

第2節 一般競争入札

第1款 一般競争参加者の資格 (第70条～第73条)

第2款 公告及び競争 (第74条～第82条)

第3款 落札者の決定等 (第83条～第93条)

第1款 一般競争参加者の資格

(一般競争に参加させることができない者)

第70条

契約担当官等は、売買、貸借、請負その他の契約につき会計法第29条の3第1項の競争(以下「一般競争」という。)に付するときは、特別の理由がある場合を除くほか、次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 1 当該契約を締結する能力を有しない者
- 2 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者

(一般競争に参加させないことができる者)

第71条

契約担当官等は、一般競争に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について3年以内の期間を定めて一般競争に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同様とする。

- 1 契約の履行に当たり故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- 2 公正な競争の執行を妨げたとき又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- 3 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- 4 監督又は検査の実施に当たり職員の職務執行を妨げたとき。
- 5 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。
- 6 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。
- 7 この項(この号を除く。)の規定により一般競争に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

- 2 契約担当官等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を一般競争に参加させないことができる。